

仕 様 書

1 件名

令和8年度東京と静岡県との連携による欧米豪向け旅行会社招聘旅行等運營業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）はこれまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、静岡県との連携により、欧米豪市場を対象として効果的なプロモーションを実施し、旅行地としての静岡県の観光の魅力に関する認知向上を図ることを目的とする。

具体的には、都内で欧米豪市場向けに現地手配を担う有力な専門旅行会社（以下「DMC」という。）等を招聘し、東京及び静岡県内における体験型アクティビティ等を組み込んだ視察旅行（以下「FAM トリップ」という。）を実施し、旅行商品造成及び販売促進に役立てる。これにより、両地域の魅力を相乗的に訴求し、当該アクティビティに適した滞在期間や旅行スタイルを有する旅行者層に対して、東京及び静岡県への周遊を促進する。

3 契約期間

令和8年7月3日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場

欧米豪

6 ターゲットとする旅行者層

欧米豪を中心とした高付加価値旅行者

（1回当たりの旅行消費額（フライトを含まない。）100万円程度）

併せて、欧米豪の都内中・長期滞在者（ビジネストラベラー等）も想定

7 全体運営

（1）取組姿勢

- ・ 対象市場における東京と静岡県に対する旅行地としての認知度、訪問意欲、旅行検討状況及び実際の来訪状況等のデータを元に、ニーズ等を十分調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ・ 持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ・ 都と静岡県双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ・ 本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容でないこと。対象市場の文化、宗教、社会情勢等に十分に配慮し、現地市場に対するPRとして適切であること。

（2）体制及び運営管理

- ・ 受託者は受託後速やかに詳細な体制・業務フロー図及び年間スケジュールを作成し、財団に提出すること。
- ・ 具体的な業務フローを含む実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。体制・業務フローに変更が生じた際は、迅速に調整に当たるとともに財団に速やかに共有すること。
- ・ 各事業の詳細な年間スケジュールに沿って遅滞なく実施すること。各作業項目の進捗

管理表を作成して緻密に進捗を管理し、財団に綿密に進捗状況を報告すること。また、財団に対して適切な説明、確認を経て、事業を進行すること。

(3) 連絡調整及び報告

- ・ 事業実施に際して必要となる連携先及び関係先各所への確認・連絡・調整の一切を行うこと。
- ・ 各業務実施完了後及び全事業実施完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

8 委託内容

対象市場におけるターゲット層の日本国内の旅行手配の傾向、トレンド及び、旅行先として訪問地に求めるものを踏まえて、DMC等を招聘し、東京と静岡県の実験型アクティビティ等の視察を行うことにより、ターゲット層に向けた旅行商品造成・販売の促進を図ること。

(1) DMC等による視察を目的としたFAMトリップ企画運営

ア. 被招聘者の選定について

(ア) 人数等

原則としてDMC等1社1名で4～5名程度

(イ) 選定するDMC等については以下の条件を満たすこと。

欧米豪の高付加価値旅行者向けに訪日・訪都商品等を造成した実績のある（又は今後造成する予定がある）、あるいは欧米豪市場からの高付加価値旅行者の受け入れ実績のある（又は今後受け入れる予定がある）DMC等であること。

「(2) イ. 旅行商品造成について」に記載の商品造成に協力可能であること。

(ウ) 選定するDMC等については以下の条件を満たすことが望ましい。

- ① 文化体験や自然体験等のアクティビティ手配実績が多いDMC等であること。
- ② 都内にインバウンド受け入れに係る拠点（本社・支店・営業所・案内所等）のあるDMC等であること。
- ③ ターゲット層の好む、「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」等を満たす商品造成実績のあるDMC等であること（以下、観光庁による高付加価値旅行者の傾向も参照）。
- ④ 静岡県内における観光資源について、今後理解を深め、商品造成や送客拡大につなげる意欲を有するDMC等であること。

<観光庁による高付加価値旅行者の傾向（抜粋）>

高付加価値旅行者は、単に一旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある。

観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月）より

イ. 被招聘者の参加調整及びFAMトリップ行程の企画・作成及び手配・運営等について

別紙1「FAMトリップ実施に係る手配について」に基づき、以下の記載を踏まえて、被招聘者の参加調整、行程の企画・作成及び手配・運営を行うこと。

- ・ 実施時期：視察先の体験型アクティビティの実施時期や混雑度等を考慮し、財団と協議の上で取材・視察内容に適した時期に実施すること。
- ・ 取材日程：東京に1泊（前泊も可）と静岡県に1-2泊程度滞在する2泊3日程度の行程を組むこと。特に静岡県内でのコンテンツの視察に十分な滞在日数を確保すること。

被招聘者の居住地は都内あるいは関東近県を想定しているが、万一、

東京までの国内移動が生じる場合は必要に応じて、視察前後の宿泊を手配すること。

※日程案（参考）

日程	行程・訪問地	宿泊地
1 日目	東京視察（終日）	東京
2 日目	静岡県に移動、視察	静岡県
3 日目	静岡県視察（午前）、東京に移動（午後）	

ウ. 視察先について

対象市場やターゲットに訴求力のある、都内 2-3 箇所、静岡県で 3 箇所以上の観光スポット・体験型アクティビティ等を選定すること。なお、視察先に関しては財団の確認を経た後に施設等への調整を行うこと。

【静岡県の観光スポット・体験型アクティビティ等】

富士山麓、伊豆地域。特に、三島駅からの周遊が見込まれる箇所とすること。また、体験型アクティビティは静岡県の魅力が十分に伝わる内容となるよう選定すること。

【東京の観光スポット・体験型アクティビティ等】

静岡県の視察先とのバランスや、魅力の対比、親和性等を踏まえて選定すること。また、都内における視察先については、被招聘者のこれまでの取扱実績や視察状況を踏まえ、被招聘者が未視察又は取扱実績が少ない施設・コンテンツを優先的に選定するよう配慮すること。

エ. 被招聘者に対するアンケートの実施

以下に記載のとおり、被招聘者に対して各言語によるオンライン（レスポンス対応）アンケートを実施し、回答を回収、翻訳、集計・分析して、日本語で財団に提出すること。

（ア）1 回目

実施時期：招聘旅行終了時

内容：招聘旅行全体の行程の評価、各視察先の商品化に向けたコメント等。
視察先、都及び静岡県が今後の運営や PR に活かすことのできる質問項目や回答・評価方法とすること。

提出期限：招聘旅行実施後 2 週間後（目途）

（イ）2 回目

実施時期：令和 9 年 2 月頃

内容：以下（2）イに記載の旅行商品造成の件数とその内容。検討・準備中の場合はその状況（課題、見込）、問合せ、販売状況（販売実績・予約件数）をできるかぎり聴取すること。

提出期限：令和 9 年 3 月上旬（目途）

（2）効果測定及び報告

ア. FAM トリップ実施に関する報告

被招聘者の情報、行程、手配関連及び招聘旅行実施中の様子のわかる写真、「8 委託内容（1）エ。」により実施したアンケート結果等を取りまとめて報告すること。

イ. 旅行商品造成について

FAM トリップ後、参加した DMC 等が東京と静岡県の 2 都県を目的地とした旅行商品（「8 委託内容（1）」により招聘した都内 DMC 等 1 社につき 1 商品以上とする。）を令和 9 年 2 月末までに新たに造成し、受託者は以下のとおり調整及び管理を行うこと。なお、造成する旅行商品には、招聘で訪問したコンテンツを含むこと。

（ア）造成する全ての旅行商品について、東京及び静岡県における観光スポット、静岡県

における体験型アクティビティ、並びに東京から静岡県までの交通手段を必ず含めること。

(イ) 上記 (ア) のうち、少なくとも 1 商品については、東京における体験型アクティビティも含めること。

(ウ) 参加した DMC 等が商品造成を完結させることが望ましいが、旅行商品に関する素材を連携する現地旅行会社へ提供し、DMC 等が商品造成のサポートを行うことも可とする。

(エ) 旅行商品の造成に当たっては、上記 (ア) (イ) を満たすよう受託者が主体的に各 DMC 等と調整し、管理すること。

(オ) 造成した商品の販売状況について、適宜財団へ報告すること。

(カ) 造成した旅行商品について、被招聘者から情報発信 (SNS、オウンドメディア等) が行われた場合には、その内容を財団へ報告すること。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「9 第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(*1) 第 14 に定めるところによる。

(*1) https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」(*2)を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」(*3)に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(*2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(*3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報は以下を想定している。

ア. 「8 委託内容」で財団が受託者に提供する各連携先自治体担当者の情報 (所属、氏名、連絡先等) 及び、受託者が収集する取材先関係者、被招聘者等の情報 (所属・役職・氏名・連絡先等)

イ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報 (IP アドレスや Cookie 等) も同様に個人情報とみなす。

(2) 公益財団法人東京観光財団「サイバーセキュリティ基本方針」(*4) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述*1)に定められた事項を遵守すること。

(*4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、「9 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得してい

る事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア．一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - イ．一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- （３）電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ア．当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など
 - イ．他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）も同様に留意すること。

1 4 完了報告

- （１）委託完了届
財団所定の「委託完了届」を提出すること。
- （２）報告書
ア．事業全体の報告書データ
A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

1 5 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

なお、事業費の一部は自治体から直接受託者へ支払う場合がある。その際、自治体等の担当者と直接、連絡・調整を行い、必要に応じて指定の書類等（見積書・委託完了届等）を作成の上、精算処理を速やかに行うこと。

1 6 その他

- （１）一部ただし書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- （２）財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- （３）本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- （４）本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び静岡県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電話：03-5579-2683
--